

豊中市子育て支援サービスプラットフォーム事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、保護者の時間と心のゆとりを生み出す「フリータイムプロジェクト」を推進するため、子育て支援サービスに関わる事業者が参加し、既存サービスの充実や新たなサービス創出を図る仕組み（以下「プラットフォーム」という。）を構築・運営することを目的とする。

(実施)

第2条 本事業の実施主体は、豊中市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の一部を適切な事業運営ができると認められる者に委託することができる。

(定義)

第3条 この要綱において、事業者とは、次の各号に定めるものとする。

- (1) 法人格を有する団体（株式会社、社会福祉法人、特定非営利活動法人、一般社団法人等を含む。）
- (2) 法人以外の団体であって、代表者名義により開業届を提出している者
- (3) 開業届の提出を行う具体的な計画を有する者
- (4) 前各号に掲げる者に準ずる活動実績を有すると市長が認める者

(要件)

第4条 プラットフォームへの参加を申し込むことができる事業者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならないものとする。

- (1) 市で子育てに資するサービスを提供している、又は提供することを希望していること。
- (2) 市税等の滞納がないこと（免除、非課税の場合は要件を満たすものとする。）。
- (3) 事業者・団体等の役員等が暴力団（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）、又は暴力団密接関係者（豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）でないこと。
- (4) 風俗営業を営む者（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第212号）第2条第1項に規定する風俗営業をいう。）でないこと。
- (5) 宗教活動及び政治活動が主たる目的でないこと。
- (6) 過去3年以内に、その他重大な法令違反がないこと。

2 プラットフォームへの参加を申し込むことができるサービスは、次に掲げる条件をすべて満たさなければならないものとする。

- (1) 「フリータイムプロジェクト」の推進に資する子育て支援サービスであること。

(2) その他、市長が市の子育て支援充実に資すると認めるものであること。

(参加の申込み)

第5条 プラットフォームへの参加を希望する事業者は、市が設置する応募用 WEB サイト（以下「WEB サイト」という。）の応募フォームに、別途定める要領に従って申し込まなければならない。

(参加の決定)

第6条 市長は、前条の申込みがあった場合、申込内容等を審査のうえ、プラットフォームへの参加の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

2 審査の方法は別途要領に定めるものとする。

(参加後の取組み)

第7条 市はプラットフォームへの参加を決定した事業者について、その事業内容や事業段階に応じて、次の区分に振り分け、必要な案内および支援を行うものとする。

(1) 事業化に向けて試行・検証段階にある事業者

(2) 資金確保その他体制整備など、事業の拡充段階にある事業者

(3) 既に一定の実績を有する事業者

2 市は、子育て世帯に配慮した取組みを行う市内事業者（以下「とよなか子育て応援団」という。）との連携及び協業を企画・立案し、実施することで、子育て支援サービスの充実を行うものとする。

(参加の取下)

第8条 プラットフォームへの参加を決定した事業者が参加の取下げをしようとするときは、WEB サイトの応募フォームに、別途定める要領に従って取下げの申出をしなければならない。

(参加期間)

第9条 プラットフォームへの参加期間は、参加の決定日又は参加更新日から市が再度参加事業者の情報の更新を行う日までとする。なお、期間満了後の再参加は妨げられない。

(参加の取消)

第10条 市は、参加事業者が参加決定後に次の各号のいずれかに該当するときは、その参加を取消することができる。

(1) 当該事業者が第4条第1号の申込条件に適合しないことが明らかとなり、かつ解消又は是正される見込みがないと市が判断したとき。

- (2) 当該事業者が、市に対する信頼関係を著しく損なう行為その他背信行為があったとき。
- (3) 当該事業者が、事業譲渡、事業廃止その他の理由により、子育て支援サービスを行わなくなると認められるとき。
- (4) 当該事業者が合併、分割又は解散により子育て支援サービスを行わなくなると認められるとき。ただし、事業継承後の存続法人が引き続き子育て支援サービスを行う旨を申し出たときは、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、市民の理解を得ることが著しく困難であるなど、市が参加の継続を不相当と認めるとき。

(保証の否認)

第 11 条 本事業は、子育て支援サービスに関わる事業者が参加するプラットフォームを構築・運営するためのものであって、子育て支援サービス等の販促、顧客あつせん、集客効果を保証するものでない。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別途定める。

(附則)

この要綱は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。